

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都小金井市長

## 公表日

令和4年4月27日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (健康情報システム )</div> </div>
システム5	

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1 項番10</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項</li> <li>・行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7) 第59条の2</li> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> <li>【情報提供の根拠】</li> <li>・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康課
②所属長の役職名	福祉保健部健康課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	小金井市に住所を有する予防接種の対象となる者
その必要性	予防接種に関する業務実施のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報 通知業務に使用するために保有 3 業務関係情報 接種履歴を把握し、適切な接種管理を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年3月
⑥事務担当部署	福祉保健部健康課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	予防接種対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため	
④使用の主体	使用部署	福祉保健部健康課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 接種履歴管理に関する事務 接種された予防接種情報を登録する。 2 問い合わせに関する事務 接種履歴等の問い合わせがあった場合に検索を行う。 3 接種勧奨に関する事務 接種履歴がない場合及び必要な接種回数がない場合に、当該対象者に係る情報を管理するとともに、勧奨通知 の作成・送付を行う。 4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	
	情報の突合	
⑥使用開始日	令和3年4月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
健康管理システムの運用保守委託		
①委託内容 健康管理システムの運用保守		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社ジーシーシー		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の名称、理由、処理内容、取扱い情報、安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務着手前に書面により申請を受け、承認する。
	⑥再委託事項	データセンター内サーバ機器等の保守委託。
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
ワクチン接種記録システム管理業務		
①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社ミラボ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
入力事務委託事業		
①委託内容 ワクチン接種に係る予診票の入力、ワクチンパスポートの発行		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 アデコ株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の115の2の項
②提供先における用途	別表第二の第1欄に掲げる事務
③提供する情報	特措法による予防接種実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	接種対象者及びその代理人
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	市区村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等に規定される新型コロナウイルスワクチン接種対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

対災害・アクセス制御等の各種セキュリティ対策を備えたデータセンターにて保管。  
紙媒体及び電子記録媒体については、施錠できる書庫に保管している

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 予防接種ファイル

#### (基本情報)

- 1 宛名番号
- 2 氏名、カナ氏名、漢字氏名
- 3 生年月日・年齢
- 4 性別
- 5 住民となった日
- 7 住民でなくなった日
- 8 電話番号

#### (予防接種情報)

- 1 予防接種種別
- 2 接種日
- 3 接種年齢
- 4 請求月
- 5 集団個別区分
- 6 実施場所
- 7 予診区分
- 8 予診\_医療機関
- 9 予診\_医師
- 10 接種\_医療機関
- 11 接種\_医師
- 12 ワクチン会社
- 13 ロット番号
- 14 接種量

#### (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付)

- 1 ワクチン種類
- 2 製品名
- 3 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)
- 4 証明書ID
- 5 証明書発行年月日



リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. 健康管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/手のひら静脈による認証を実施している。</p> <p>2. システム利用のアカウントは、個人に一意のアカウントを付与し、半年に一度パスワードを更新している。</p> <p>3. システムメニューへのアクセス権は、システムメニューごとの管理者(主管課長)により承認されてもこのみが使用できるよう許可制としている。</p> <p>4. アカウントの発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、規定に基づいて随時行っている。</p> <p>5. アカウント管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</p>
その他の措置の内容	<p>1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p> <p>2. 委託先事業者には、本システム使用者と契約後も有効な情報セキュリティに関する誓約書の取り交わすことを契約事項に含めている。</p> <p>3. 当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行っている。</p> <p>4. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 端末に5分の強制ログアウトを設定し、また、離席時はログアウト(ログオフ)することで画面表示のリスクに対応する。</p> <p>2. 窓口から画面が見えないよう端末を配置し、窓口に近い端末には覗き見防止フィルターを装着する。</p> <p>3. プリンタ出力された特定個人情報が含まれた紙は、印刷後、速やかに印刷物を取りに行き印刷物の取り忘れ防止を確実にする。</p> <p>4. 誤って印刷された特定個人情報は再利用せず溶融処理等による復元不能化処理等を行う。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 委託先がプライバシーマーク認証及びISMSをベースとして定めた、情報セキュリティポリシー及び関連する情報セキュリティ実施手順の遵守 2. 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 3. 従業員に対する教育の実施 4. 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 5. 業務上知り得た情報の守秘義務 6. 再委託に関する制限事項の遵守 7. 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 8. 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 9. 監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託に関しては以下の制限を課している。 1. 再委託は原則禁止とするが、行う場合は事前に市の承認を得ること。 2. 再委託を行う場合は、再委託先も一次委託事業者と同等の義務を負うこと。 3. 再委託先の責任は、一次委託事業者が同様の責任を負うこと。	
その他の措置の内容	1. 委託先を選定する際に、ISO9001(品質),ISO27001(情報セキュリティ),Pマーク(個人情報)認証取得などを要件としている。 2. 委託先にて個人情報保護に関する規定、体制の整備、安全管理措置が取られているか、契約更新時等定期的にデータセンターの実地確認を行っている。 3. 特定個人情報ファイルへのアクセスができる端末制限を行っている。また、ユーザごとにアクセス制御を行っている。 4. 委託先から他社への提供は原則として認めていない。(ただし、事前に市の承認がある場合を除く) 5. 委託先へ特定個人情報を提供する際には、市が承認したVPN接続先以外に認めない。 6. 委託先へデータが格納された媒体を搬送する場合は、施錠可能なケースを用いる。 7. 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。 8. 市は、事業者の拠点を必要に応じて現地調査・確認を行えることとしている。 9. 委託先での作業については、特定個人情報ファイル取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にしている。また、そのアクセス制御が有効に機能していることを、月次で市に報告している。 10. 委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録すること、市の求めに応じて提出する義務があることを契約内容に含めている。また、その記録が適正に取得されていることを、月次で市に報告している。 11. 取得したアクセスログは、漏えい、滅失及び毀損から適切に保護している。 12. 保管されているデータや、アクセスログは期限前に廃棄したり、期限終了後も漫然と保存してリスクを抱え込んだりすることのないよう、適正に管理されている。 13. 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
2か月に1回、契約履行状況の報告書の提出及び報告会が行われている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		



特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法に基づき、特定個人情報の移転・提供が可能となるよう各種条例を整備する。また、その条例に基づいた管理手順を整備し、手順に従った特定個人情報の移転・提供を行う。
その他の措置の内容	1. 「システムが格納されているサーバの使用」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 2. 特定個人情報へのアクセス履歴を記録し、適切に管理する。 3. データ抽出機能からは、個人番号を抽出不能となる改修を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 不正な提供・移転対策 媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。  2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 (1) システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 (2) 特定個人情報に変更が生じた際には、システムへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 健康管理システムのソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。</p> <p>(2) 特定個人情報の提供は個人住民税システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。</p> <p>2. 健康管理システムの運用における措置</p> <p>(1) 既存住民税システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを適宜確認し、必要に応じてリストの出力を行う。</p> <p>(2) 提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。</p> <p>(3) 自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。</p> <p>3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>4. 中間サーバーの運用における措置</p> <p>(1) 不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。</p> <p>(2) 中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. システム教育</p> <p>(1) 既存システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を、管理手順書に記載し、当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行っている。</p>			

2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

- (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 物理的対策

- (1) 特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。
- (2) 特定個人情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。
- (3) 特定個人情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。
- (4) 特定個人情報を保管するサーバには、電源の冗長化、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。

- (5) 特定個人情報情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。
- (6) 特定個人情報情報を保管するサーバは、不正利用の抑止を目的として監視カメラ等の設置している。
- (7) 特定個人情報情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。

## 2. 技術的対策

- (1) ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
- (2) 必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。

## 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- (2) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- (4) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

## 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置

### ① 転入者本人からの個人番号の入手

当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

### ② 転出先市区町村からの個人番号の入手

当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。

### ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1. 情報セキュリティに関する教育を、全ての職員に対して行っている。 2. 当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行っている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
情報セキュリティの事業者と契約し、その支援・助言を受けながら情報セキュリティリスクへの対応を行っている。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
②請求方法	
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	小金井市福祉保健部健康課健康係 小金井市貫井北町5丁目18番18号 042-321-1240
②対応方法	

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月7日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号別表第二(115の2の項) 2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7)第59条の2	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号別表第二(115の2の項) 2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7)第59条の2	事後	
令和3年10月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小金井市民に対し予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小金井市民に対し予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	[ ]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ①システムの名称	-	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	-	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用



令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	-	ワクチン接種記録システム管理業務	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ②委託先における取扱者数	-	10人以上50人未満	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ③委託先名	-	株式会社ミラボ	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ④再委託の有無	-	再委託しない	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ①システムの名称	-	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用

令和3年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	-	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	-	ワクチン接種記録システム管理業務	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ②委託先における取扱者数	-	10人以上50人未満	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ③委託先名	-	株式会社ミラボ	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用

令和3年10月12日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2</p> <p>④再委託の有無</p>		再委託しない	事後	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>
令和3年10月12日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先4</p>		市区町村長	事後	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>
令和3年10月12日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先4</p> <p>②提供先における用途</p>		番号法 第19条第15号	事後	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>

令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4③提供する情報	-	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4④提供する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4④提供する情報の対象となる本人の数	-	予防接種法等に規定される新型コロナウイルスワクチン接種対象者	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4⑥提供方法	-	[ ] 情報提供ネットワークシステム[ ] 専用線[ ] 電子メール[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[ ] フラッシュメモリ[ ] 紙[ O ] その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4⑦時期・頻度	-	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用

令和3年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	予防接種ファイル (基本情報) 1 宛名番号 2 氏名、カナ氏名、漢字氏名 3 生年月日・年齢 4 性別 5 住民となった日	予防接種ファイル (基本情報) 1 宛名番号 2 氏名、カナ氏名、漢字氏名 3 生年月日・年齢 4 性別 5 住民となった日	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	III リスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	1. 不適切な方法で入手が行われるリスク (1)リスクに対する措置の内容 a. 「事務組織規則」により取扱い窓口・方法を指定することで不正な入手を防止している。 b. データを格納しているサーバへの物理的アクセスが制限されており、不正な入手を防止している。 c. システムの業務メニューを表示できるユー	1. 不適切な方法で入手が行われるリスク (1)リスクに対する措置の内容 a. 「事務組織規則」により取扱い窓口・方法を指定することで不正な入手を防止している。 b. データを格納しているサーバへの物理的アクセスが制限されており、不正な入手を防止している。 c. システムの業務メニューを表示できるユー	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年10月12日	III リスク対策7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	1. 物理的対策 (1)特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。 (2)特定個人情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。 (3)特定個人情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。	1. 物理的対策 (1)特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。 (2)特定個人情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。 (3)特定個人情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和4年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法 第19条第8号 別表第二の115の2の項	事前	
令和4年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2①法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第16号	事前	
令和3年10月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	福祉保健部新型コロナウイルス感染症対策担当課長	福祉保健部健康課長	事前	
令和4年3月8日	I 基本情報 システム4ワクチン接種記録システム(VRS)	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用

<p>令和4年3月8日</p>	<p>I 基本情報 ・5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項</p> <p>2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7)第59条の2</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項</p> <p>2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7)第59条の2</p>	<p>事後</p>	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>
<p>令和4年4月27日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小金井市民に対し予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 予防接種の接種対象者の把握及び勧奨 2 予防接種の実施 3 予防接種の接種歴の記録及びデータ管理 4 健康被害に対する救済措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>

<p>令和4年4月27日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 93の2項 2 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第67条の2</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第1 項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>事後</p>	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>
<p>令和4年4月27日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ 法令上の根拠</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項 ・行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p>	<p>事後</p>	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>